

住民税等の納期変更に対する町民コメント実施結果について

住民税等の納期変更に対して、町民の皆さまからご意見を募集しました結果について、ご意見の概要とご意見に対する考え方は次のとおりです。

貴重なご意見をお寄せいただき、ありがとうございました。

1 町民コメントの実施結果

案件名	住民税等の納期変更
実施期間	令和5年9月29日（金）～10月31日（火）
案の公表方法	1 指定する場所での閲覧又は配布 （総務課、役場町民コーナー、町民センター、 図書館、ビ・エール） 2 町ホームページへの掲載
意見等の提出方法	郵送、ファックス、電子メール（LINE 回答フォーム含む） ご意見箱への投函
結果の公表方法	町ホームページ
意見等の提出者数・ 件数	提出者数：19名 件数：19件 【提出方法内訳】 郵送：0名、ファックス：0名、 電子メール（LINE 回答フォーム含む）：18名、ご意見箱：1名

※ ご意見については、原文のまま掲載しています。

2 意見の概要と意見に対する考え方

年代	50代
ご意見	<p>4期では負担する月と負担の無い月の差が大きく、負担感が増します。 現在の7期でも支払月の負担感があるのに、4期は辛いです。</p> <p>12期にしてほしいくらいなのに。町は子供や老人、移住者に手厚いですが、一番負担している働く世代、生まれてからずっと美瑛町民には何も恩恵はありません。</p> <p>4期にすることにより税金が安くなるなら仕方ありませんが、そうならないのであれば負担感を考えてほしいものです。</p>
町の考え方	<p>納付方法につきましては、納付いただく年税額に変更は生じませんが、計画的に納付いただけるよう広報に努めるとともに、月々の納付が困難な場合は、分割納付などの納税相談をお受けして参ります。</p> <p>納期変更の必要性をご理解いただけるよう、今後も周知に努めて参ります。</p>

年代	50代
ご意見	第2期のイメージで良いと思います。
町の考え方	税務システムの標準化に併せ、地方税法に定められている4期に変更することで、安定したシステム運用を目指して参ります。

年代	不明
ご意見	<p>四期にするのは良いと思いますが、当麻町などのように、年末年始を含む月は外したほうが良いかと思います。</p> <p>何かと物入りなので、年間払う金額は同じとはいえ、12月や1月にドンとくるのは、痛いと思います。</p>
町の考え方	<p>年末年始を除いた場合、最終月が2月になるため、支払いが困難な方との分納相談や、年度途中で税額に更正が生じた場合の随期課税に対応できないことが懸念されるため、納期については現在、7月、9月、11月、1月を想定しております。</p> <p>また、納付が困難な場合は、分割納付などの納税相談をお受けして参りますので、納期変更にご理解頂きますようお願い致します。</p>

年代	60代
ご意見	<p>2ヶ月に1回で、4回払いが良いです。</p> <p>以前、住んでいた町がそうでした。スマホ決済はありがたい！</p>
町の考え方	<p>ご理解いただき、ありがとうございます。</p> <p>また、税務システムの標準化に伴いスマホ決済やクレジット決済など、納付方法が増えておりますので、納付方法についても、皆様にご利用いただけるよう周知に努めて参ります。</p>

年代	60代
ご意見	本当に必要な場合に限ってなら変更の必要はあると思います。 様々な収入、生活形態があるので、その辺りを考慮する必要性が感じられる
町の考え方	現在、システム改修の都度、発生していた7期仕様にするためのカスタマイズが不要となるため、安定した税務システムの運用を目指します。 また、最終期以降の更正が生じた場合でも、随期課税が可能になるなど町民サービス向上につながるものと考えております。 納期変更の必要性をご理解いただけるよう、今後も周知に努めて参ります。

年代	50代
ご意見	4期にしたら1回の金額が大きくなるので、払いづらくなると思います
町の考え方	期割については現在、7月、9月、11月、1月を想定しております。納付頂く年税額に変更は生じませんが、計画的に納付いただけるよう、広報に努めて参ります。 また、月々の納付が困難な場合は、分割納付などの納税相談をお受けして参ります。

年代	50代
意見	<p>納期変更に対する意見</p> <p>地方税法に準拠した4期にすべきである。</p> <p>他の自治体では、固定資産税・住民税の納期が3期とか4期であったり、年内に終了している場合が多い。</p> <p>国保料を含め、やはり7期は回数が多い。4期にすることで、印刷代や郵便料、口座引落とし手数料（コンビニ納付など）の経費が節約できる。</p> <p>理想的な納期</p> <ul style="list-style-type: none"> ・軽自動車 6月末 ・住民税 6月末・8月末・10月末・12月末 ・固定資産税 7月末・9月末・11月末・1月末 <p>住民の利便性も考慮し、住民税と同じ納期にしないよう配慮頂きたい。</p> <p>総合的に判断して</p> <p>4期にすることでコストが大幅に削減でき、年内に住民税の納期を終了することで、安定的な税収入を確保できる。</p>
町の考え方	<p>ご理解いただき、ありがとうございます。</p> <p>税務システムの標準化に併せ、地方税法に定められている4期に変更することで、安定したシステム運用を目指せるものと考えております。</p> <p>各種税の支払い月につきましては、町の賦課徴収体制だけでなく、ご意見のとおり財政面も深慮する必要があります。町民の皆さまのご意見を踏まえ、様々な観点から再度、検討させていただきます。</p>

年代	不明
ご意見	月額負担が気になるので、今のままでいいと思います
町の考え方	<p>税務システムの標準化に併せ、地方税法に定められている4期に変更することで、安定したシステム運用を目指しております。</p> <p>納付が困難な場合は、納税相談をお受けして参りますので、納期変更にご理解頂きますようお願い致します。</p>

年代	40代
ご意見	<p>1ヶ月ごとに支払いできるようにしてほしい。</p> <p>一年分、まとめて支払いできるようにしてほしい。</p>
町の考え方	<p>期割については現在、7月、9月、11月、1月を想定しており、納期毎のお支払いとなりますが、お送りした納付書はまとめて納付いただくことができます。</p>

年代	60代
ご意見	四半期毎賛成です。色んなところ住みましたが、美瑛だけです。
町の考え方	<p>ご理解頂き、ありがとうございます。</p> <p>税務システムの標準化に併せ、地方税法に定められている4期に変更することで、安定したシステム運用を目指して参ります。</p>

年代	不明
ご意見	<p>スマホ決済にて納付できてとても便利です。</p> <p>手数料無料でポイントが貰えるものが各社ペイでの支払いになると思うのですがそれぞれのスマホ決済アプリによって一度に支払える限度額に制限があるので、納付回数があまりに少なくなると一度の額が高額になり使えなくなって困ります。</p> <p>今のままでもいいのかなと思います。</p>
町の考え方	<p>経済的な事由により、納付が困難な場合については分割納付などの納税相談をお受けして参りますが、その他の事由による分割納付は対応できませんのでご理解頂きますようお願い致します。</p> <p>※ 決済方法によるポイント付与やクレジットカード決済手数料、支払い限度額については、各社でサービスが異なるためご自身でご確認ください。</p>

年代	20代
ご意見	<p>これをやることによって、生活ができなくなる方が増えると思う。</p> <p>さらに、奇数月に徴収すると年金で生活している方々が困るだけだと思う。</p> <p>効果に書いてある各手数料から見ても1ヶ月に払う額が増えるほうがリスクが大きいと思う。</p>
町の考え方	<p>納付が困難な方との納税相談や、随期課税なども踏まえて、期割については現在、7月、9月、11月、1月を想定しております。</p> <p>納付いただく年税額に変更は生じませんが、計画的に納付いただけるよう、広報に努めて参ります。</p> <p>また、月々の納付が困難な場合は、分割納付などの納税相談をお受けして参りますので、納期変更にご理解頂きますようお願い致します。</p>

年代	40代
ご意見	現状のままがありがたいです。
町の考え方	<p>税務システムの標準化に併せ、地方税法に定められている4期に変更することで、安定したシステム運用を目指しております。</p> <p>納付が困難な場合は、納税相談をお受けして参りますので、納期変更にご理解頂きますようお願い致します。</p>

年代	40代
ご意見	<p>以前、4期で支払っていましたが、とても支払いが大変で7期に変更して貰った記憶があります。物価が上がり続ける今、給料は毎年ほぼ横ばいで生活は逼迫する一方です。</p> <p>ここで、4期に変更になった場合、更に生活が苦しくなります。</p> <p>春から夏にかけて、税金以外でも支払いが多いので、もし、4期になるのであれば、支払い初めの月を9月くらいまで遅くして頂けると助かります。</p>
町の考え方	<p>納付開始月を遅らせると、その後の分割回数が少なくなり、納付が困難な方へのご相談に対応できないことが懸念されるため、期割については現在、7月、9月、11月、1月を想定しております。</p> <p>また、美瑛町でも、納付が困難な場合は分割納付などの納税相談をお受けして参りますので、ご理解頂きますようお願い致します。</p>

年代	60代
ご意見	異論ありません。
町の考え方	ご理解頂き、ありがとうございます。 税務システムの標準化に併せ、地方税法に定められている4期に変更することで、安定したシステム運用を目指して参ります。

年代	70代
ご意見	このままで良いです！
町の考え方	税務システムの標準化に併せ、地方税法に定められている4期に変更することで、安定したシステム運用を目指しております。 納付が困難な場合は、納税相談をお受けして参りますので、納期変更にご理解頂きますようお願い致します。

年代	70代
ご意見	従来通りで良いと思う。
町の考え方	<p>税務システムの標準化に併せ、地方税法に定められている4期に変更することで、安定したシステム運用を目指しております。</p> <p>納付が困難な場合は、納税相談をお受けして参りますので、納期変更にご理解頂きますようお願い致します。</p>

年代	50代
ご意見	<p>わが家の場合、住民税は給与から引かれているので問題ありません。</p> <p>固定資産税は、築27年なのでそれほど多くなく、可能なら年一括払いにしたいです。</p> <p>年払いできるものは全て年払いにしています。</p> <p>近隣の町が、ほぼ4期の納期で、美瑛だけが毎月だとは知りませんでした！</p>
町の考え方	<p>ご理解いただき、ありがとうございます。</p> <p>ご指摘のとおり給与や、年金から特別徴収されている方への影響はありません。</p> <p>納期変更後も、納付書による一括納付が可能です。</p> <p>納期変更に加え、納付方法についても周知して参ります。</p>

年代	70代
ご意見	<p>納期については、回数が多いほうが、町民としては納めやすいと思います。</p> <p>納期については、何十年も他の自治体と違う、独自性をもった回数に決めてきたと思います。</p> <p>変更しないで、現行のままが良いと思います。</p>
町の考え方	<p>ご指摘のとおり、美瑛町は独自に7期としていたため、システム改修の都度、7期仕様にするためのカスタマイズが生じておりました。</p> <p>税務システムの標準化や、各種サービスのデジタル化が進む中で、安定した税務システムの運用を目指すため現状の7期から4期への変更を検討しております。</p> <p>また、最終期以降の更正が生じた場合でも、随期課税が可能になるなど町民サービスにつながると考えておりますので、納期変更の必要性をご理解いただけるよう、今後も周知に努めて参ります。</p>